

平成31年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成31年3月18日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	飯田正憲君
副議長	13番	石田安夫君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	12番	畑岡洋二君
	14番	藤枝浩君
	15番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

16番 石松俊雄君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 今泉寛君

市長公室長	塩畑正志君
総務部長	中村公彦君
市民生活部長	石井克佳君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	大森満君
上下水道部長	市村勝巳君
市立病院事務局長	友水邦彦君
教育次長	小田野恭子君
消防長	安達裕一君
笠間支所長	渡部明君
岩間支所長	伊勢山裕君

---

#### 出席議会事務局職員

議会事務局長	渡辺光司
次長	堀越信一
次長補佐	若月一
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

---

#### 議事日程第6号

平成31年3月18日（月曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 陳情第30-5号 「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書
- 日程第4 議案第26号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

- 議案第29号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 議案第30号 笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例につい  
て
- 議案第31号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に  
関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に  
関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術  
管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 議案第34号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 議案第35号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 議案第38号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条  
例を廃止する条例について
- 議案第39号 笠間市生涯学習振興基金条例を廃止する条例について
- 議案第40号 笠間市自転車の安全利用に関する条例について
- 議案第41号 笠間市森林環境整備基金条例について
- 議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第5 議案第52号 平成31年度笠間市一般会計予算
- 議案第53号 平成31年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第54号 平成31年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第55号 平成31年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第56号 平成31年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第57号 平成31年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第58号 平成31年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第59号 平成31年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第60号 平成31年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第61号 平成31年度笠間市公共下水道事業会計予算

日程第6 委員会提出議案第1号 医師数をOECD加盟国の平均以上の水準に増やすことを求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 陳情第30-5号 「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書
- 日程第4 議案第26号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第29号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例について
- 議案第39号 笠間市生涯学習振興基金条例を廃止する条例について

- 議案第40号 笠間市自転車の安全利用に関する条例について  
議案第41号 笠間市森林環境整備基金条例について  
議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について  
日程第5 議案第52号 平成31年度笠間市一般会計予算  
議案第53号 平成31年度笠間市国民健康保険特別会計予算  
議案第54号 平成31年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第55号 平成31年度笠間市介護保険特別会計予算  
議案第56号 平成31年度笠間市介護サービス事業特別会計予算  
議案第57号 平成31年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第58号 平成31年度笠間市立病院事業会計予算  
議案第59号 平成31年度笠間市水道事業会計予算  
議案第60号 平成31年度笠間市工業用水道事業会計予算  
議案第61号 平成31年度笠間市公共下水道事業会計予算  
日程第6 委員会提出議案第1号 医師数をOECD加盟国の平均以上の水準に増やす  
ことを求める意見書

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

○議長（飯田正憲君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名でございます。

16番石松俊雄君が欠席しております。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者並びに議会事務局職員の出席者は、資料のとおりでございます。

---

### 議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番内桶克之君、4番田村幸子君を指名いたします。

---

### 諸般の報告について

○議長（飯田正憲君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

市長より法令等に基づく報告事項として、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分がありました。資料配付によって報告にかえることをご了承願います。

---

### 陳情第30-5号 「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書

○議長（飯田正憲君） 日程第3、陳情第30-5号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書について議題といたします。

付託した常任委員会の委員長から、審査の経過並びに結果について報告をお願いいたします。

教育福祉委員会委員長村上寿之君。

〔教育福祉委員長 村上寿之君登壇〕

○教育福祉委員長（村上寿之君） 今期定例会において、教育福祉委員会に付託になりました陳情につきまして、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告を申し上げます。

当委員会は3月4日に、委員会を開催し審査を行いました。陳情第30-5号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書については、医師の長時間労働に対する改善と、医師増員を求める願意は妥当と認めるものの医師偏在の解決も必要であるなどの意見があり、賛成多数により当陳情を趣旨採択すべきものと決定いたしました。

なお、本陳情の願意が妥当であることは一致したことから、陳情趣旨である医師増員を求めることに加え、医師偏在などの実態を踏まえることなども含め、改めて、当委員会で作成した意見書を後ほど提案する予定であります。

以上が、当委員会に付託になりました陳情の審査結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

次に討論に入ります。

通告がありませんので、討論を終わります。

これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択すべきものです。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は趣旨採択することに決定いたしました。

---

議案第26号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第27号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第28号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第29号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第30号 笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

議案第31号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第32号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第33号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第34号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第35号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第36号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第37号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第38号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例について

議案第39号 笠間市生涯学習振興基金条例を廃止する条例について

議案第40号 笠間市自転車の安全利用に関する条例について

議案第41号 笠間市森林環境整備基金条例について

議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（飯田正憲君） 日程第4、議案第26号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ないし、議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議についての17件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告お願いいたします。

委員長田村泰之君。

〔総務産業委員長 田村泰之君登壇〕

○総務産業委員長（田村泰之君） 今期市議会定例会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は3月4日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第26号外9件の付託議案の審査を行いました。審査の経過での主な質疑と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第26号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでは、今回の条例改正における職員のメリット・デメリットはどの質疑に対しメリットとして、過剰な労働が抑制され、自分の時間が持てるようになり、ワーク・ライフ・バランスを保つことができるようになる。デメリットとしては、限られた時間の中で、多くの業務を凝縮して行わなければならないことが考えられるが、一方、創意工夫をすることにより、効率的な時間の使い方ができることとなり、メリットの部分が多いと考えるとの答弁がありました。

次に、議案第33号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてでは、条例改正の背景や目的について質疑に対し、今後、東京オリンピック・パラリンピックや東京リニア新幹線等の開発に伴い発生する残土の不適正な搬入に対する規制強化を目的の一つとしており、県内の自治体の状況等も踏まえて改正するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第40号 笠間市自転車の安全利用に関する条例についてでは、条例制定により、市民と事業者において継続的な自転車保険の加入についての共通理解が必要と考えるが、周知啓発等について、どのように進めていくのか。また、高齢者に対してはどのようにして理解を求めるとの質疑に対し、事業者と連携し、整備点検等を含めた保険加入率の向上に向けた取り組みを推進し、高齢者に対しては、市で行う高齢者対象の安全教育教室等で広く周知していくとの答弁がありました。

また、これに関しては、保険加入を義務となることについて、自転車利用者の安全に対する意識向上を図る観点からも、しっかり周知啓発に取り組んでほしいとの意見がありました。



このほか、議案第27号、28号、29号、30号、31号、41号、42号については、執行部の詳細な説明をもって承諾した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された議案について採決したところ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、ご報告いたします。

○議長（飯田正憲君） 次に、建設土木委員会委員長より報告をお願いします。

委員長西山 猛君。

〔建設土木委員長 西山 猛君登壇〕

○建設土木委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は3月5日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第32号の審査を行いました。審査の過程での主な質疑、意見等及び審査結果についてご報告を申し上げます。

議案第32号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回、法の改正により、削除される水道技術管理者の資格基準の水道環境とは、どのような資格かとの質疑に対し、執行部から水道水源環境への影響評価や対策に関する水道の布設工事の監督を行うための必要な資格であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第32号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果であります。議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

○議長（飯田正憲君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長村上寿之君。

〔教育福祉委員長 村上寿之君登壇〕

○教育福祉委員長（村上寿之君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は3月4日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第34号外5件の付託議案の審査を行いました。審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第34号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害援護資金を保証人を立てずに貸し付けする場合の利息の決定方法及び利息の据置期間についての質疑に対し、今回の改正でこれまでの利率より低く設定することができるようになり、被災者支援に対し、一層の充実が図れるとの答弁がありました。

また、議案第39号 笠間市生涯学習振興基金条例を廃止する条例については、基金を廃止することにより、これまでの事業の執行に対する影響についての質疑に対し、予算を一般財源化することにより事業を継続させるとの答弁がありました。

次に、討論であります。議案第38号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例については、幼児教育は公教育の中で重要な位置を占め、市の責任で行うべきであり、市民の期待に反して民営化を進める本条例には反対するとの反対討論がありました。

なお、議案第35号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第36号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第37号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、議案第34号、35号、36号、37号、39号については全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また議案第38号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受け、今期第1回定例会に提出されました議案に対する討論を行います。

初めに、議案第31号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

条例案では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を、次のように改正するとして、別表第1、第4条関係の機関6、市長の事務に介護保険法に基づき実施する社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービス利用者の負担軽減に関する事務であって規則に定めるもの、ないし9、市長事務に関して母子保健法に基づく産後ケア事業の利用に関する事務であって規則に定めるものまで、4項目にわたり、また10、教育

委員会事務に関しては就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則に定めるもの、ないし11、教育委員会の事務に関して学校給食法の規定により保護者が負担する学校給食費の滞納の整理に関する事務であって規則で定めるものまで2項目を付加するものであります。

別表第2、第4条関係では機関24、市長の事務及びその特定個人情報である地方税関係情報であって規則に定めるもの、生活保護関係情報であって規則で定める者、ないし27、市長事務、母子保健法に基づく産後ケア事業の利用に関する事務であって規則に定めるものまでの5項目、そして別表第3では、情報紹介機関として2、教育委員会、ないし3、教育委員会までの2項目が付加されます。

このように行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に対する対象者がふえ、範囲が拡大されることとなります。国民が持つ各種の個人情報を個人番号、いわゆる、マイナンバーにより結びつけ活用しようとする制度であります。利便性が強調されていますが、情報漏えい危険性を高め、国民に負担増をもたらすものであります。

マイナンバー制度とも言われるこの制度では、扱う情報量が莫大であり、さらに扱われる情報が拡大され、システム構築費用も莫大になります。マイナンバー制度で管理される個人情報は、社会保障、税、災害の3分野の行政事務ですが、その中での利用範囲の拡大に加えて、政府、産業界では対象情報の拡大、カード利活用の拡大を目指しています。社会生活のさまざまな場面でマイナンバーの記載が求められるようになります。番号の管理という負担が増加します。

情報流出の事件、事故が相次いでいます。2015年6月には、日本年金機構における職員のパソコンが外部から送られたウイルスに感染し、125万件もの個人情報が流出したことをはじめ、その後も多くの個人情報が流出しました。情報を分散管理するなど、セキュリティを向上させたとしていますが、安全が完全に確保されたわけではありません。中間サーバー、マイナポータルを通じた情報流出の危険性があります。中でも、個人のパソコンでマイナンバーに基づく情報を見ることができるマイナポータルは個人情報の流出経路として懸念されているところであります。ICカードとパスワードがあれば、特定個人のあらゆる情報を入手することができます。不正取得やカード偽造、なりすましなどの危険は避けられません。民間事業所が税務署に提出する源泉徴収票などの法定調書に個人番号を記載することが求められるため、従業員の個人番号の管理が必要とされます。個人番号は法律によって特段の管理が求められており、そのための費用負担が生じています。

さらに、この制度のもとで公的機関による個人情報収集や国民監視など、人権侵害が行われていたとのことが一部明らかにされました。今回の条例改正は、そのような危険を助長するものであり行うべきではありません。よって、この条例案に反対いたします。議員各位におかれましては、この理由にご理解とご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

す。

次に、議案第38号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例案は、笠間市立幼保連携認定型こども園の運営を廃止し、民営するための事業を条例上でも進めるためのものであります。かさまこども園、いなだこども園の民営化は、幼児教育に関して市が果たさなければならない重要な部分の責任を民間に委ねるものであります。これにより幼児教育の内容、給食事業、教職員採用、教職員の配置、教職員の待遇、労働条件など、運営の基本は民間の理事会などが中心に行うことになり、市の管理運営から基本的に切り離されることとなります。その後の運営については明確に示されておりませんので、わからないところもございます。

また、市の専門職である保育士、幼稚園教育の教諭の活躍の場を縮小し、市が有する専門的人材の縮小につなげるものであります。幼児教育は公教育の中で重要な位置を占めており、市の責任でしっかりと行うべきものであります。この条例案は、民営化を条例上も進めるものであり、市民の期待に反するものであるため、この条例案に反対いたします。委員の皆様におかれましては、ご理解をいただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第26号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第27号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第28号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第29号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第30号 笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第31号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田正憲君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第32号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第33号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第34号 笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第35号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第36号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第37号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第38号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（飯田正憲君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第39号 笠間市生涯学習振興基金条例を廃止する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第40号 笠間市自転車安全利用に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第41号 笠間市森林環境整備基金条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議案第52号 平成31年度笠間市一般会計予算

議案第53号 平成31年度笠間市国民健康保険特別会計予算

- 議案第54号 平成31年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第55号 平成31年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第56号 平成31年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第57号 平成31年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第58号 平成31年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第59号 平成31年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第60号 平成31年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第61号 平成31年度笠間市公共下水道事業会計予算

○議長（飯田正憲君） 日程第5、議案第52号 平成31年度笠間市一般会計予算ないし議案第61号 平成31年度笠間市公共下水道事業会計予算までの10件を一括議題といたします。  
予算特別委員会委員長から審査の経過並びに結果について報告をお願いします。  
委員長村上寿之君。

〔予算特別委員長 村上寿之君登壇〕

○予算特別委員長（村上寿之君） 今期市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を、会議規則第39号9条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、去る3月6日、7日、8日の3日間にわたり、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました平成31年度の一般会計、特別会計及び企業会計の予算10件について、笠間全市民の福祉向上、行政サービスの充実につながる効果的な予算であるのかを眼目に終始、積極的かつ慎重に審査を行ったところであります。

それでは、審査の過程での主な質疑等について、簡潔にご報告申し上げます。

初めに、議案第52号について、市長公室所管では、主なものとして、拡充する国際化戦略事業における台湾交流事業の内容について、稲田駅・福原駅乗車券類簡易販売業務委託料の内容と目的について、デマンド交通システム運行管理委託料の内容について、地域実践活動支援委託料の内容などについて質疑がありました。

秘書課所管の台湾交流事業委託料の内容については、現地事務所借上料、広告料、イベント参加費用、現地スタッフ派遣費用等が主なものである。平成31年度から観光課が中心となり、旅行会社へのプロモーションや台北市との連携による積極的な笠間市のPRなどを行い、より充実したインバウンド政策を推進していくとの答弁がありました。

企画政策課所管の稲田駅・福原駅乗車券類簡易販売業務委託料については、無人駅解消を目的に、それぞれの無人駅での乗車券等の販売、管理、清掃を行うため、JR O B会に委託するものである。笠間市の一つの強みである広域交通環境の観点から、駅の存在は非常に大きいと考え、無人駅を解消することで、地域住民や来訪者等の安心感につながると考えるとの答弁がありました。



デマンド交通システム運行管理委託料6,494万4,000円の内訳については、市内4社のタクシー事業者により年間約290日運行するデマンドタクシー10台分の費用約6,000万円及びそれに伴う配車システムとオペレーターの人件費であるとの答弁がありました。

また、デマンドタクシーの現在のルートでは、岩間地域から広域斎場やすらぎに行く場所に市役所本所経由となっているため、乗りかえが必要となり、時間もかかっている。高齢者等の利用も多いことから、さらなる利便性の向上に向けた改善を願いたいとの意見に対し、現在、エリア拡大に向けた試験運行を実施中である、国道355号が地域をつなぐ幹線道路であることなどを踏まえ、エリアの見直しを図っていく中で、課題の一つとして位置づけ、検討していくとの答弁がありました。

総務部所管では、主なものとして、市税の徴収率と滞納者に対する対応について、市たばこ税が前年度当初との比較において1,000万円増額となった理由及びゴルフ場利用税交付金が700万円減額となった理由についての質疑がありました。

収税課所管の市税の徴収については、現年度と滞納繰越分合わせて、平成27年度91.67%、平成28年度93.22%、平成29年度94.42%となっており、滞納整理が進んだこととあわせ、大多数の納税者が納期限内に納付している状態にあるのが、滞納者については地方税法に基づく滞納処分を行い徴収する方法であるとの答弁がありました。

また、税務課所管の市たばこ税については、昨年10月に税率が国、地方たばこ税合わせて1本当たり1円引き上げられたことを考慮し、増額を見込むものである、ゴルフ場利用税交付金については、全体的に利用率が減少していることに加え、当該税が非課税となる70歳以上の割合がふえていることによるものであるとの答弁がありました。

市民生活部所管では、主なものとして、新たに制定される笠間市自転車の安全利用に関する条例に関する予算措置と周知方法について、地域交流センターともべ・いまわ、それぞれの指定管理料の内訳について、ごみ集積場の設置に関する質疑などがありました。

市民活動課所管の笠間市自転車の安全利用に関する条例に関する予算措置と周知方法については、条例の制定に当たり、のぼり旗等の消耗品及びポスター等の印刷製本費として11万9,000円を計上し、これらを活用して周知していくが、さらに小中学校、高齢者等には交通安全教室などで、また各種団体の総会等でも周知啓発を図っていききたいとの答弁がありました。

環境保全課所管のごみ集積場の設置については、道路への放置など不適切なごみ出しが見受けられるケースがあるが、設置場所、設置数の根拠と今後の見直しの予定はあるかとの質疑に対し、数世帯で特定の1カ所にごみを出すステーション方式を採用し、おおむね10世帯に対し1カ所を設置の目安としている、各地域からの届け出により設置しており、当面は現状どおりとしていきたい、不適切な事例が見られた場合は、広報等によりモラルやマナーを啓発していく考えがあるとの答弁がありました。

保健福祉部所管では、主なものとして、民間認定こども園入園負担金が昨年度と比較し

て増額となった理由について、がん検診等委託料の内容について、特別任意予防接種補助金及び県外定期予防接種補助金の内容などについて質疑がありました。

子ども福祉課所管の民間認定こども園入園負担金については、平成31年度から、公立のこども第2施設を民間に委託することにより増額となるが、国県の補助対象となるため、市の負担分は減ることになるとの答弁がありました。

健康増進課所管のがん検診等委託料については、五大がんのほかに、肝炎ウイルス検査などが含まれるものである。

また、特別任意予防接種補助金及び県外定期予防接種補助金については、骨髄移植等の理由により定期予防接種ができなかった方に対するもので、3名分を計上している。

また、県外定期予防接種補助金については、里帰り出産等県外に接種した場合に、償還払いをするもので、ワクチンにより接種回数は異なるが、おおむね10名分を計上しているとの答弁がありました。

産業経済部所管では、主なものとして、イノシシ捕獲補助金の内容、森林環境贈与税について、つつじ公園管理委託料についてなどの質疑がありました。中でも、農政課所管の国から交付される森林環境譲与税はどのような事業に充てるのかとの質疑に対し、担い手等の不足により、森林の経営管理が行き届かない中、個人にかわって市が森林管理を行う事業に充て、森林組合との連携により実施するものであるとの答弁があり、事業の実施に当たっては、森林所有者の意向等を反映させるための相談窓口の開設が必要であるとの意見がありました。

商工観光課所管のつつじ公園指定管理委託料については樹木管理のほか、つつじまつりなどのイベント等が含まれるとのことであるが、樹木の回復に専念し、イベントに合わせた管理でなく、生きた樹木の状態に応じた通年管理をすべきであるとの意見がありました。

また、佐白山の麓にある「丸ちゃんの家」については、老朽化が進み荒廃している状況である、笠間にゆかりのある人物が幼少期を過ごした場所でもあり、修繕管理を望む声が多く寄せられている。今後、保存管理に向けた予算措置をお願いしたいとの要望がありました。

都市建設部所管では、主なものとして、橋りょう点検の内容、道路維持補修整備工事費の算出根拠、移住支援金の内容、空き家利活用補助金及び空き家解体補助金の内訳などについて質疑がありました。中でも、まちづくり推進課所管の移住支援金について2件分を計上する根拠と、それ以上の申請があった場合の対応はとの質疑に対し、国県から笠間市に提示された件数は8件であるが、制度開始初年度のため2件としており、それを超えた場合は補正予算での対応を考えているとの答弁がありました。

教育委員会所管では、主なものとして、スクールバスの運行内容について、遠距離通学費の内容について、笠間城の調査について、筑波海軍航空隊記念館の指定管理料の内容についてなどの質疑がありました。中でも、生涯学習課の埋蔵文化財緊急調査費国庫補助金

で行う笠間城の調査について、今後どのような計画で進めるのかとの質疑に対し、平成31年度は、現地踏査による詳細調査に入り、凶化範囲や縄張り範囲の決定を行う5年後をめどに調査報告書の作成を予定しており、その結果を受け、県国により、史跡指定を目指した取り組みを行うとの答弁がありました。

消防本部所管では、消防団詰所建設や消防施設撤去工事費、退職消防団員報償金の算出根拠についての質疑がありました。

また、委員より、消防職員は市民の生命財産を守る重要な職責を担っていることを認識し、日々訓練されるようお願いしたいとの意見がありました。

次に、議案第57号では、農業集落排水使用料滞納繰越分について滞納者に対し、どのような対応をしているのかとの質疑に対し、上下水道お客様センターと連携し、戸別訪問などにより相談や納付を促しているとの答弁がありました。

次に、議案58号では、プレコンセプションケア検査委託料の算出根拠についての質疑がありました。

最後に、議案第59号では、主なものとして、石綿管布設がえの残延長と終了時期について、水道配水量の今後の見直しと水道普及率についてなどの質疑がありました。中でも、配水量の見直しについては、ここ数年は友部地区においての開発などがあり、微増で推移してきたが、経営戦略の中で、今後は下降すると予想している。また、普及率については平成29年度決算実績で82.39%であり、今後も普及率の向上を目指し、未整備地区からの要望があれば、整備について検討を行い、加入促進に努めていくとの答弁がありました。

以上が、審査の過程においての主な質疑、意見等であります。なお、議案第53号、54号、55号、56号、60号及び議案第61号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査結果を踏まえて、議案第52号外9件の議案について採決したところ、いずれも全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） はい。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、討論をいたします。

まず初めに、議案第52号 平成31年度笠間市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

議案の全ての内容に反対ではありませんが、次の方針は前進が期待される面であります。一つは、公共交通の拡充、中でもデマンドタクシーの乗り継ぎ解消区域が広がり、福原、稲田、片庭、飯田、金井地区等から県立中央病院へ、岩間地区から笠間地区の医療機関イオンポレポレ等への移動時間が大幅に短縮されます。料金の値上げは避けることが必要ですが、市民にとり利便性の向上となります。

2番、適応指導教室親子通園事業の集約は見直しが必要ですが、笠間市児童発達支援センターの設立方針の提示は積極的意義があります。

3番、任意予防接種補助金が計上され、予防接種事業が拡充される見込みです。

4番目、包括的な空家・空地政策の推進が進められます。

5番目、地域医療センターかさま病児保育の実施が図られます。

6番、みなみ学園義務教育学校の校舎増設、北川根小、友部二中のトイレ改修等、教育環境の向上が図られます。

そして、7番目には、議会だよりの全面カラー化に予算がついたことにより、議会だよりが見やすくなり、これにより従前より魅力的な議会だよりができ、議会活動がよりよく市民に提供されることとなります。

その他、今年度予算には、市民生活に欠かすことができない重要な内容があり、これには賛成であります。

しかし、次に示す点で問題があります。

1番、市民生活に必要な生活道路改善のための費用が前年度より少なく、道路維持費が約8,000万円、率にすると34.3%削減、道路新設改良費が約6,000万円、率にして23.4%の削減になっており、今年度よりも減少しております。市民が日常生活を送る上での課題改善が先延ばしにされています。

2番、職員の構成についてであります。女性の正職員数は2015年の229名から毎年増加をし、2018年は243名になりましたが、その間に女性の非常勤職員数は282名から328名へと増加しました。男女全体の割合でも非常勤職員の割合は28.43%から35.64%へと増加しました。非常勤の中での女性の割合は、51.7%から57.44%に増加しています。非正規職員から正職員にすべきではないかという国民、市民の要望にそぐわない傾向が続き、これを改善する積極的な取り組みが見られません。

管理職では、女性の割合は7.58%から13.85%に増加しておりますけれども、男女共同参画社会にふさわしい水準には到達しておりません。

3、かさまこども園、いなだこども園を民営化し、幼児教育の民営化を進めるための予算が計上されています。

先ほど述べなかった問題点について言えば、例えば子どもの給食費事業などが外注事業

として、市内の業者に委託されることになるのかどうか。子どもたちに安全・安心な給食ができるよう、そして食材に地元の農産物食材を取り入れ、地産地消の方針を取り入れるようになるのかどうか不明です。

民営化に関する議案第38号に関連したほかの重なる部分は省略いたします。

4番、一般会計から法定外繰り入れが削減されたままであるなど、国保会計への財政措置が不十分なため、市民の高過ぎる国保税負担を軽減する措置が不十分であります。一般会計からの法定外繰り入れを県平均並みに引き上げ、市民負担を軽減すべきであります。

5、道の駅の計画は、当初約18億円との予算見込みが出され、その後、執行部からは、建物などの見直しにより経費の節減を考えていかなければならないなどの考え方も示されておりましたけれども、ことし2月の予算内示会で初めて25億円という数値が出され、さらに10%程度の変動の可能性があるとの説明がなされました。28億円程度に増額される可能性があることになり、消費税が10%に引き上げられることになれば、市はさらなる負担増の影響を受けるのではないのでしょうか。この建設に、県や国からどの程度の補助があるのか、はっきりとした見通しが立たない状態です。

さらに、採算の見通しも立てられておらず、運営が赤字になった際には、市から資金を投入し運営を賄うことになるとの見通しが示されました。建設に多額の費用を計上し、国県の補助も不明、採算の見通しが示されていないのが現状です。

全国的には1,100カ所以上ある道の駅の多くが赤字経営であるとの見方を伺っております。総額で25億円から28億円となり、市一般会計予算の約8.2%から9.2%もの多額の費用がかかる事業です。市民の税金で賄う事業として予算の支出に賛成することはできません。

6番、笠間保健センターを解体するための設計費が405万円計上され、笠間保健センターを解体へと後退させようとしています。笠間保健センター建屋は竣工が1987年、築32年、新建築基準法による耐震設計で建設された耐震性のある堅固な建屋です。これを取り壊すことに対して、多くの市民がもったいないと言っています。

石井の高台にあるプレハブ建屋を福祉センターかさまと考え、福祉の充実を図りたい旨のご答弁がありました。石井地区の高台にある社協の笠間支部は、市民からプレハブの仮設建屋と呼ばれているのをご存じでしょうか。プレハブ建屋で社協の福祉事業を円滑に行うことに難点があります。社協の事業を岩間や友部と同じように、旧笠間保健センターに移して事業を行えばボランティア事業の活性化、障害を持つ未就学児の指導、友部まで行かなくても、精神障害者のデイサービス、生活訓練、乳幼児の相談、健診も以前と同じ場所で実施可能です。友部地区や岩間地区と同じように、地域福祉センターかさまとして活用すべきです。

保健センターの集約により、母子保健事業の乳幼児の1歳児、1歳6カ月児、2歳児、3歳児の相談健診は、昨年まで、かさま、いわま、ともべの3会場で行われておりましたが、今年度から1会場での実施となったため、1人の乳幼児に係る相談や健診に係る事業

は、従来と同じであるとしても、待ち時間を含めた時間は長くなったと聞いています。

集約という名の統廃合は地域住民のサービス低下をもたらしています。旧笠間保健センターの解体事業計画の中止と見直しを求めます。笠間市民の52%、旧笠間地区では62%の市民が閉鎖に反対し、取り壊しにはもっと多数の市民が反対しているのではないかと推察しております。予算をこのまま通すことになれば、議会も笠間保健センターの取り壊しを認めたことになり、市民の意向に反することになります。

このように大切な点が多く含まれた来年度予算案です。問題点を残したまま成立させることではなく、一旦否決した上で問題点を解決し、合意できる点は合意して、再度、出し直すことが市民のために必要です。予算をこのまま否決しても、混乱は起こりません。市民のために予算が改善され、市が市民のために、新たな前進をするために調整する時間が確保されることになるだけです。よって、2019年度、平成31年度予算案に反対いたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

議案第53号 平成31年度笠間市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

市国保世帯の所得分布は、国保世帯約1万2,000世帯の中で所得100万円未満の世帯は52%と、低所得者層が多く占める保険制度です。65歳以上、夫婦2人世帯の国保税額は、所得50万円では6万3,700円、所得100万円では14万2,000円、150万円では21万1,000円です。このように所得の14%もの税額になっています。4代ご夫婦、子ども2人の4人世帯では年収400万円所得266万円で、国保税47万1,000円に対して、協会けんぽ保険料は23万3,000円で、国保は協会けんぽの2.02倍の負担額です。

他の健康保険制度よりも、国保税が高い理由は均等割、平等割という前近代的な税徴収の仕組みがあるからです。中でも子どもの均等割額は6万3,200円となっており、収入のない子どもの分まで税として徴収する点や、子どもの数がふえればふえるほど税額がふえるなど子育て政策に反するものです。子どもの均等割額として税を徴収することは不合理であるとの見解が広がっており、全国市長会、全国知事会も子どもの均等割の負担軽減を国に求めており、自治体の中でも子どもの支援として位置づけて軽減しているところが出てきています。

笠間市では、今年度初めて国保税を全世帯平均年間1,000円の引き下げを行い、少額ですが、負担軽減になりました。今年度の引き下げをした自治体は県内では笠間市を含めて2自治体のみであります。昨年3月議会では、共産党市議団として国保会計予算に賛成しました。しかし、今年度の6月、つまり昨年6月時の2017年度の国保会計決算では、5億6,572万円の黒字を計上し、その一部を一般会計に繰り入れ、国保の財政調整基金に3億2,400万円が積み立てられました。黒字分を一般会計に繰り入れるべきではなく、国保の財政調整基金を積み増しすべきではありません。国保税の住民負担軽減に使うべきです。

主に、国保税負担が市民の家計を圧迫しています。県内自治体で、第3位となる61億円

の財政調整基金の活用など、財政的に負担軽減が可能であるにもかかわらず、現時点では、来年度の負担軽減に取り組む方針が示されておられません。よって、この議案に反対いたします。議員各委員には反対の理由をご理解いただき、ご賛同いただきたくお願い申し上げます。私の討論にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯田正憲君） ここで休憩いたします。

午前 11 時 09 分休憩

---

午前 11 時 09 分再開

○議長（飯田正憲君） 再開いたします。

11時25分より会議を再開いたします。ここで11時25分まで休憩いたします。

午前 11 時 09 分休憩

---

午前 11 時 25 分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、15番西山 猛君の発言を許可いたします。

〔15番 西山 猛君登壇〕

○15番（西山 猛君） 昨年12月に、執行されました市議会議員の一般選挙において、現在の22名の議員が誕生いたしました。そのうち、7名の新人議員が見事初当選を果たし、笠間市民の1人として、私は大いに期待しているところであります。加えて、2期目を迎えた4名の議員の方々、再選をしたことで、1期と2期目と議員の数は、全議員定数のちょうど半数、11名に及んでおります。そのような議会の構成の状況下において、平成31年第1回議会定例会が開催され、本日、最終日を迎える運びになりました。

私は市民の負託に応えるべく、言うまでもなく、市民の代弁者として議員としての職責を全うし、議会活動を全身全霊をもって日々、昼夜を問わず邁進しております。もちろん、私のみならず、全議員が形、スタイルこそ違っても、笠間市の将来を見据え、市民の負託に応えるために、厳しい選挙戦を戦い抜いて、今この立場があるわけであります。とは言え、ほかの議員各位に対して、その思いを私がここで語る立場ではありません。ご容赦願いたいと思います。

しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、1期目、2期目の議員の議席の数が11議席であることなど、改めて私は議会のあり方、あるべき姿を全市民に広く伝える必要性を強く心に思った次第であります。

そこで、今回、平成31年度笠間市一般会計予算307億7,000万円の外、五つの特別会計及び四つの事業会計の10会計、合計539億2,392万5,000円の新年度予算に対して、ここで賛成することを明言し、それぞれの事業の必要性、妥当性、事業の適正化、事業の進捗率など、市民の不利益を見逃すことのないよう議会の体制を整え、チェック機能を十分に果た

せる議会、そして市民の期待を背負った議員として、執行部とともに、つまり、車の両輪として、10年、20年、50年先を見据え思うまちづくりに全てを傾注していかなければならないと考えるところであります。つまり、予算を認め、議決権を行使し、議案を可決することで、執行部と議会は、車の両輪として前に進むことになり、その上で発生するあらゆる問題に対しては、一つ一つ、丁寧に議論を重ね、市民にわかりやすい説明をすべきであると思っております。もしその時点で、市民の皆さんが納得がいただけないとするならば、執行者、議員ともども責任をとることが当然であると私は覚悟しているところであります。つまり、議会が議決をするということは、執行者に対して、お墨つきをすることではなく、重大なる責任がついて回るといふほかにならないと考えております。

さて、今期定例会において予算内容を再確認したとき、妊娠、出産、子育て期における切れ目のない支援、母子保健事業6,499万3,000円外事業費9,706万1,000円、保育の質の向上、保育士就労支援事業370万円、保育体制強化事業540万円外、合わせて事業費1,228万9,000円、公営住宅活用による子育て世帯向け住宅支援、県営福原アパート、市営福原住宅入居率が、県営が48%、市営が74%と低下が見られることで、この地域の活性化のために稲田小学校、中学校、こども園の児童など利用者の確保といった観点から地域の活性化のために、公営住宅子育て世帯支援事業705万3,000円含む事業費761万6,000円。

続けて、ソーシャルサポート強化事業、児童発達支援センターの整備1,350万円、含めて1,676万3,000円、さらに、きめ細かな学校教育サポートの推進、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える問題は複雑化、困難化し多様化しております。これを一教職員だけに負担をさせないために、外部からの支援を要するために、この予算化がされていると思っております。

事業費1,296万6,000円、このように、これら全て新規事業であります。他市に引けをとらない、むしろ、一步先を行くこの体制を議決するとともに、まずは1年間のまちづくりを執行部、議会ともに運命共同体で進めてみようではありませんか。

地方公務員法第30条、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。さらに、地方自治法第2条第14項、地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。これはもはや公務員だけの決め事ではありません。我々議会議員がともに、これからのまちづくりを見据えて、考えなければならない大きな課題であると思っております。コスト意識はもちろん、充実した限られた財源の中で、住民の福祉向上に努めるべきであると思っております。

以上、議案52号から同61号までの全ての議案に賛成の立場から討論をさせていただきました。議員諸兄、同志の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、私の賛成の討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。



○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第52号 平成31年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田正憲君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成31年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田正憲君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成31年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成31年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成31年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成31年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成31年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成31年度笠間市水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成31年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成31年度笠間市公共下水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

教育福祉委員会委員長から、議案が提出されております。

この際、日程に追加し議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。そのように決しました。

ここで、議案追加のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 41 分休憩

午前 11 時 42 分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

委員会提出議案第 1 号 医師数を OECD 加盟国の平均以上の水準に増やすことを求める意見書

○議長（飯田正憲君） 日程第 6、委員会提出議案第 1 号 医師数を OECD 加盟国の平均以上の水準に増やすことを求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

教育福祉委員会委員長村上寿之君。

〔教育福祉委員長 村上寿之君登壇〕

○教育福祉委員長（村上寿之君） 委員会提出議案第 1 号 医師数を OECD 加盟国の平均以上の水準に増やすことを求める意見書についての提案理由を申し上げます。

医師の労働環境は長時間労働の常態化し、女性医師が働き続けられない実態があります。また、将来の医師数の推計でも、二次医療圏、三次医療圏ごとの地域によって医師が不足することが見込まれており、医師不足と医師偏在の解消が求められています。

政府は2022年以降の医学部定員減を検討する方向を打ち出しました。医学部の定員を検討するに当たっては、医師の長時間労働の改善や救急、産科、医療過不足など地域医療の現状、高齢者人口の増加に伴う医療需要の伸びへの対応など、住民が安心して暮らせる医療体制の充実が考慮されなければなりません。よって、2022年度以降の医療養成定員の検討に当たっては、医師現場と医師偏在などの地域医療の実態を踏まえ、医師数を OECD 加盟国平均以上の水準に増やすよう求めるため、地方自治法第99条の規定により、国等へ意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、教育福祉委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論終わります。

これより採決いたします。

委員会提出議案第1号 医師数をOECD加盟国の平均以上の水準に増やすことを求める意見書を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 閉会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で、本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて平成31年第1回笠間市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

なお、この後、午後1時より全員協議会を開きますので、議員並びに執行部は全員協議会室にお集まりください。

お疲れさんでございました。

午前11時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 内 桶 克 之

署 名 議 員 田 村 幸 子